

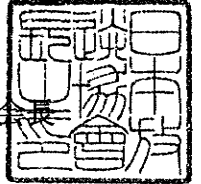
文書不開示のご連絡

平成26年3月24日

あさひパートナーズ法律事務所

白井 啓太郎 様

日本放送協会 会長



平成26年2月20日に開示の求めのありました文書については、次のとおり開示できませんので、ご連絡します。

なお、この連絡内容については、この連絡を受けた日の翌日から起算して2週間以内（末日が休日の場合はその翌日まで）に、NHKに対して再検討の求めをすることができます。再検討の求めをされる場合は、同封の「再検討の求め」に必要事項を記入し、この連絡書とともにご持参ください。（郵送の場合は、この連絡書のコピーを同封してください。）

開示の求めに係る文書の題名または内容	「指名部会規則」（平成25年7月23日開催の第1回指名部会議事録に記載があります。）を開示してください。
開示することができない理由	お求めの文書は会長任命（人事）に関する情報であって、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがありNHK情報公開規程第8条1項1号に該当するため開示することができません。
問い合わせ先	NHK 大阪放送局 広報部 電話番号 06-6941-0431 (内線)

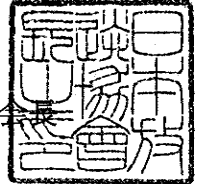
文書不開示のご連絡

平成26年3月24日

あさひパートナーズ法律事務所

白井 啓太郎 様

日本放送協会 会長



平成26年2月20日に開示の求めのありました文書については、次のとおり開示できませんので、ご連絡します。

なお、この連絡内容については、この連絡を受けた日の翌日から起算して2週間以内（末日が休日の場合はその翌日まで）に、NHKに対して再検討の求めをすることができます。再検討の求めをされる場合は、同封の「再検討の求め」に必要事項を記入し、この連絡書とともにご持参ください。（郵送の場合は、この連絡書のコピーを同封してください。）

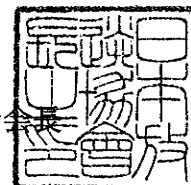
開示の求めに係る文書の題名または内容	「NHK会長任命にかかる内規（平成23年6月28日制定）」を開示してください。
開示することができない理由	お求めの文書は会長任命（人事）に関する情報であって、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがありNHK情報公開規程第8条1項1号に該当するため開示することができません。
問い合わせ先	NHK 大阪放送局 広報部 電話番号 06-6941-0431 (内線)

文書不開示のご連絡

平成26年3月24日

あさひパートナーズ法律事務所

白井 啓太郎 様



日本放送協会 会長

平成26年2月20日に開示の求めのありました文書については、次のとおり開示できませんので、ご連絡します。

なお、この連絡内容については、この連絡を受けた日の翌日から起算して2週間以内（末日が休日の場合はその翌日まで）に、NHKに対して再検討の求めをすることができます。再検討の求めをされる場合は、同封の「再検討の求め」に必要事項を記入し、この連絡書とともにご持参ください。（郵送の場合は、この連絡書のコピーを同封してください。）

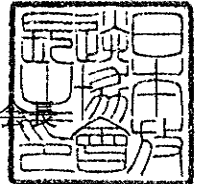
開示の求めに係る 文書の題名または 内容	「NHK会長任命にかかる内規の最終改正案（平成25年10月8日改正）」を開示してください。
開示することが できない理由	お求めの文書は会長任命（人事）に関する情報であって、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがありNHK情報公開規程第8条1項1号に該当するため開示することができません。
問い合わせ先	NHK 大阪放送局 広報部 電話番号 06-6941-0431 (内線)

文書不開示のご連絡

平成26年3月24日

あさひパートナーズ法律事務所

白井 啓太郎 様



日本放送協会会長

平成26年2月20日に開示の求めのありました文書については、次のとおり開示できませんので、ご連絡します。

なお、この連絡内容については、この連絡を受けた日の翌日から起算して2週間以内（末日が休日の場合はその翌日まで）に、NHKに対して再検討の求めをすることができます。再検討の求めをされる場合は、同封の「再検討の求め」に必要事項を記入し、この連絡書とともにご持参ください。（郵送の場合は、この連絡書のコピーを同封してください。）

開示の求めに係る文書の題名または内容	平成25年10月8日開催の第5回指名部会議事録に記載されている「備忘録」を開示してください。 (同議事録に、「原則を踏まえつつ規定運用の柔軟性を確保し、また、細則に代わるものとするために、別に備忘録を作成し、この内容について指名部会として合意した」との記載があります。)
開示することができない理由	お求めの文書は、指名部会議事録に原則を踏まえつつ、規程運用の柔軟性を確保し、また細則に代わるものとして作成しています。会長任命（人事）に関する情報であって、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがありNHK情報公開規程第8条1項1号に該当するため開示することができません。
問い合わせ先	NHK 大阪放送局 広報部 電話番号 06-6941-0431 (内線)

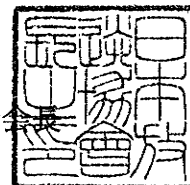
文書不開示のご連絡

平成26年3月24日

あさひパートナーズ法律事務所

白井 啓太郎 様

日本放送協会 会長



平成26年2月20日に開示の求めのありました文書については、次のとおり開示できませんので、ご連絡します。

なお、この連絡内容については、この連絡を受けた日の翌日から起算して2週間以内（末日が休日の場合はその翌日まで）に、NHKに対して再検討の求めをすることができます。再検討の求めをされる場合は、同封の「再検討の求め」に必要事項を記入し、この連絡書とともにご持参ください。（郵送の場合は、この連絡書のコピーを同封してください。）

開示の求めに係る文書の題名または内容	放送法、経営委員会規程および「経営委員の服務に関する準則」の遵守につき各経営委員が提出した「誓約書」を開示してください。
開示することができない理由	お求めの文書は個人に関する情報であって、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがありNHK情報公開規程第8条1項3号に該当するため、また会長任命（人事）に関する情報であって、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがありNHK情報公開規程第8条1項1号に該当するため開示することができません。
問い合わせ先	NHK 大阪放送局 広報部 電話番号 06-6941-0431 (内線)

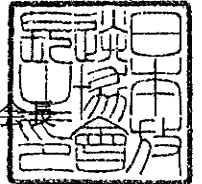
文書不開示のご連絡

平成26年3月24日

あさひパートナーズ法律事務所

白井 啓太郎 様

日本放送協会会長



平成26年2月20日に開示の求めのありました文書については、次のとおり開示できませんので、ご連絡します。

なお、この連絡内容については、この連絡を受けた日の翌日から起算して2週間以内（末日が休日の場合はその翌日まで）に、NHKに対して再検討の求めをすることができます。再検討の求めをされる場合は、同封の「再検討の求め」に必要事項を記入し、この連絡書とともにご持参ください。（郵送の場合は、この連絡書のコピーを同封してください。）

開示の求めに係る文書の題名または内容	平成25年11月26日開催の第8回指名部会議事録に「現任会長の業績評価について、資料をもとに議論した。」と記載されている当該「資料」を開示してください。
開示することができない理由	お求めの文書は会長任命（人事）に関する情報であって、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがありNHK情報公開規程第8条1項1号に該当するため、また当時の会長の評価等の情報であって、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがありNHK情報公開規程第8条1項3号に該当するため開示することができません。
問い合わせ先	NHK 大阪放送局 広報部 電話番号 06-6941-0431 (内線)

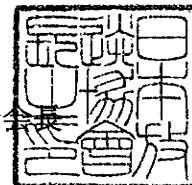
文書不開示のご連絡

平成26年3月24日

あさひパートナーズ法律事務所

白井 啓太郎 様

日本放送協会 会長



平成26年2月20日に開示の求めのありました文書については、次のとおり開示できませんので、ご連絡します。

なお、この連絡内容については、この連絡を受けた日の翌日から起算して2週間以内（末日が休日の場合はその翌日まで）に、NHKに対して再検討の求めをすることができます。再検討の求めをされる場合は、同封の「再検討の求め」に必要事項を記入し、この連絡書とともにご持参ください。（郵送の場合は、この連絡書のコピーを同封してください。）

開示の求めに係る文書の題名または内容	平成25年12月13日開催の第10回指名部会議事録に「3. 審議後、各被推薦者について会長候補者として推薦するかについて、各人毎に採決した結果、会長候補者として、指名部会委員の過半数の賛成を得た被推薦者は1名のみであった。」との記載があります。この過半数の賛成を得た被推薦者の議決数（賛成議決の数）をお知らせください。
開示することができない理由	お求めの文書は会長任命（人事）に関する情報であって、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがありNHK情報公開規程第8条1項1号に該当するため開示することができません。
問い合わせ先	NHK 大阪放送局 広報部 電話番号 06-6941-0431 (内線)